

ジオ・フロント株式会社様の業務に関する賠償リスクと対応する保険

想定される賠償リスクの分類	想定される事故例	リスクの対象となる業務	対応する保険	主な免責
1. 地質調査、ボーリング、さく井工事等作業・工事中の賠償リスク	<p>例 1) ボーリングの窄孔、物理探査の電極の打ち込みにより、地下埋設物(水道管、電気・光ケーブル等)を損壊させ、所有者より修復費用の賠償を請求された。 (他人の財物に対する賠償責任)</p> <p>例 2) また、近隣の工場、店舗等から休業損害を請求された。 (派生する休業損害に対する賠償責任)</p> <p>例 3) さく井工事現場の管理の手落ちにより、通行人が落ち、障害を負い、賠償請求された。 (他人の身体に対する賠償責任)</p>	<p>1) ボーリング地質調査</p> <p>2) 工事ボーリング・チェックボーリング</p> <p>3) 地質調査</p> <p>4) 環境汚染調査</p> <p>5) さく井工事</p> <p>6) 物理探査</p> <p>7) 汚染土壌修復工事</p>	<p>請負業者賠償責任保険 (管理財物損壊担保特約条項等)</p> <p>内容：請負業者が作業中の事故または作業のために所有、使用、管理している施設の欠陥、管理の不備による事故で、他人の身体に障害を負わせ、または他人の財物を損壊した場合の法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償。</p>	<p>1) 土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物等または土地の滅失・き損。</p> <p>2) 土地の軟弱化もしくは土砂の流出等に起因する構築物等の損壊。</p> <p>3) 地下水の増減</p> <p>4) 地震、噴火などの天災に起因する事故</p> <p>5) 仕事の終了・引渡し後、仕事の結果に起因して生じる事故 等。</p>
2. 提出した調査報告書のかしによる賠償リスク	<p>例 1) 発注者が地質調査報告書にもとづき地下埋設物を設置したが、報告書のかしにより軟弱地盤があったため、設置物が損壊、修理費用を請求された。 (他人の財物に対する賠償責任)</p> <p>例 2) 地質調査報告書のかしにより、その後の地上工作物の倒壊により、近隣住民に障害を与え賠償請求された。 (他人の身体に対する賠償責任)</p> <p>例 3) 汚染状況調査報告書のかしにより、土壌に含まれる汚染物質が流出したため、健康被害等の身体障害、井戸の修理費用、漁業権侵害により賠償請求された。 (環境汚染による他人の身体、財物に対する賠償責任)</p>	<p>1) 地質調査</p> <p>2) 環境汚染調査</p> <p>3) 地質資料整理</p> <p>4) 土地利用等履歴調査</p> <p>5) 地表踏査</p> <p>6) 地下水流向流速計調査</p> <p>7) 土質試験</p>	<p>全地連・建設コンサルタント賠償補償制度 内容：業務の委託者に引き渡した調査報告書等の成果物に起因して、業務の委託者または第三者の身体障害や財物損害を与えた損害法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償。 (環境汚染担保特約条項)</p> <p>内容：報告書等成果物に起因し有害物質が徐々に拡散した場合の土地・建物への環境汚染事故等を補償。</p>	<p>1) 業務の成果物の補修、改善または再作成に要する費用。</p> <p>2) 書面により定時された業務の条件を充足した成果物を引き渡すために本来必要であった業務にかかる費用。</p> <p>3) 業務または工事の履行不能または履行遅延に起因する賠償責任。</p> <p>4) 騒音、振動、じんあいによって生じた賠償責任。</p> <p>5) 損害賠償責任の原因、発生を予測できていた業務に起因する賠償責任。等。</p>
3. さく井、ボーリング等の仕事の結果に起因して、仕事の終了の後、生じた事故による賠償リスク (汚染土壌修復工事を除く)	<p>例 1) さく井を実施したことに起因し、地下水の流水が変わり、近隣の井戸が枯れたため、これにかわる井戸の設置が必要となり、賠償請求された。 (仕事の結果に起因する、身体・財物への賠償責任)</p> <p>例 2) ボーリングの埋め戻しが不完全だったため水が浸透し、その下の地下埋設物が損壊し、修理費用を賠償請求された。 (仕事の結果に起因する、身体・財物への賠償責任)</p>	<p>1) さく井工事</p> <p>2) ボーリング地質調査</p> <p>3) 工事ボーリング・チェックボーリング</p>	<p>生産物賠償責任保険</p> <p>内容：仕事の結果の欠陥による事故によって、他人の身体に障害を負わせ、または他人の財物を損壊した場合の法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償。</p>	<p>1) 汚染物質の排出、流出、いっ水、分散、拡散、漏出等に起因する賠償責任。</p> <p>2) 石綿または石綿を含む製品の有害な特性に起因する賠償責任。</p> <p>3) 排水または排気に起因する賠償責任。</p> <p>4) 地震、噴火などの天災に起因する事故</p> <p>5) 被保険者または契約者の故意によって生じた賠償責任。等。</p>
4. 汚染土壌修復工事のかしにより残留した汚染物質が、工事区域の地表ならびに区域外に拡散したことによる賠償リスク	<p>例 1) 汚染土壌修復工事が完了・引渡し後に汚染物質が突発的に流出し、近隣住民に健康被害をもたらし、損害賠償を請求された。 (不足かつ突発的な汚染物質の拡散による賠償責任)</p> <p>例 2) 汚染土壌修復工事が完了・引渡し後に汚染物質が徐々に拡散したため、再修復工事を行うにあたり建築物を取り壊し再構築する費用の損害賠償を請求された。</p> <p>例 3) また、これにともない建物の使用不能損害、仮住まい費用の損害賠償を請求された。</p>	<p>1) 汚染土壌修復工事</p>	<p>全地連・汚染地盤修復工事賠償補償制度 内容：汚染土壌修復工事が完了・引渡し後、工事のかしに起因して他人に身体の障害または財物の損壊を与えたことによる賠償責任や、汚染物質が残留したことにより再修復工事が必要になった場合の、構築物取り壊し・再構築費用・使用不能損害等を補償。</p>	<p>1) 汚染物質が徐々に拡散したことによる身体障害に対する賠償責任。</p> <p>2) 漁業権・水利権の侵害、地下の下落など無体財産権の侵害。</p> <p>3) 汚染土壌修復工事中または工事目的物引渡し前の事故に起因する賠償責任。</p> <p>4) 石綿、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵の吸引などに起因する損害。等。</p>
5. その他の賠償リスク	<p>例 1) 事務所または階段等の管理の不備に起因し、火災が発生し来訪者より身体障害の損害賠償を請求された。</p>	<p>1) 施設の管理</p>	<p>施設所有管理者賠償責任保険 内容：管理上の不備に起因する賠償責任を補償。</p>	<p>1) 携行品の盗難等に起因する賠償責任。</p> <p>2) 受託物に対する賠償責任。等。</p>
	<p>例 2) リース業者から借りた機器(ボーリングマシン等)を作業中や火災等により破損し、損害賠償を請求された。</p>	<p>1) リース機器の使用、管理</p>	<p>(借用財物損壊担保特約条項) 請負業者賠償責任保険に付帯する。</p>	<p>1) 機器の自然の消耗、自然着火等。</p> <p>2) 被保険者の故意。等。</p>